

時間雇用教職員の創立記念日の取扱いに関する協定書
(吉田事業場)

京都大学と過半数代表 小田 滋晃 は、時間雇用教職員の創立記念日の取扱いについて、次のとおり協定する。

第1条 1週間の勤務予定日が曜日により定められている時間雇用教職員（京都大学時間雇用教職員就業規則別表第3に掲げる者は除く。）のうち、勤務予定日に指定されている曜日が当該年度の創立記念日の曜日に当たる者は、創立記念日（日曜日及び土曜日を除く。）を有給の休日とし、正規の勤務時間分の給与相当額（100/100）を支給する。

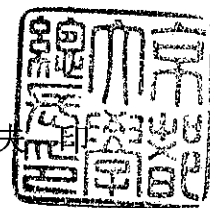
第2条 前条に定める時間雇用教職員が業務の都合により当該日に勤務した時は、給与相当額（100/100）に加え、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たり100/100の給与額を別途支給する。

第3条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。但し、有効期間満了の一箇月前までに、労使いずれからも申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成19年3月30日

国立大学法人京都大学総長

尾池和夫



国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表

小田滋晃印